

\*本メールは、関東更生支援ネットワークにご登録いただいた方々にbccで一斉配信しております。

~~~~~

目次

- 1 今月の再犯防止トピックス  
「7月13日 再犯防止・更生支援セミナー開催します！！」
- 2 再犯防止・更生支援ワード解説コーナー Vol.5  
「特定少年」って何？
- 3 更生コラム「アスキザス」Vol.8  
～イタリア共和国憲法27条～
- 4 お知らせコーナー  
「5月31日 第1回再犯防止・更生支援セミナー応募受付終了について」  
「第62回全国矯正展の開催について」  
「社会を明るくする運動に関するお知らせ」

~~~~~

---

1 今月の再犯防止トピックス  
「第2回 再犯防止・更生支援セミナー開催します！！」

7月は「再犯防止啓発月間」と再犯防止推進法第6条に規定されています。

令和4年5月31日（火）に予定されているセミナーは関東更生支援ネットワーク会員限定のセミナーですが、再犯防止啓発月間である7月には参加者を会員に限定しません。定員を70名と更に増やしてセミナーを開催しようと考えています。

刑務所における改善指導では、犯罪に至りやすい考え方を改めて行動パターンを変えていく、認知行動療法を取り入れています。7月のセミナーでは、刑務所や保護観察所のプログラム処遇でスーパーバイズに関わってこられた講師をお迎えします。認知行動療法の基本を学び、社会で再犯しない生活を続けるヒントを考えていきましょう。

第2回再犯防止・更生支援セミナー  
「刑務所における認知行動療法 ～社会で更に生きるために～」

- (1) 日時  
令和4年7月13日（水）13時30分～15時30分（13：00受付開始）
- (2) 場所  
さいたま新都心合同庁舎2号館5階 共用大会議室501  
さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館5階  
（JR「さいたま新都心」駅より徒歩10分）
- (3) 内容  
ア 第一部 講演 13：30～15：00  
千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師 東本愛香氏  
  
イ 第二部 質疑応答 15：05～15：30

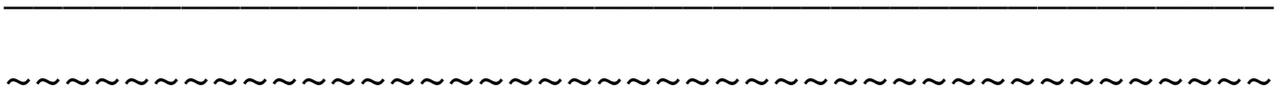
申込をご希望の方は、以下①～③を本文に記載の上、件名を「セミナー申込み」にして当該  
あてにメール送信してください。

- ①お名前
- ②ご所属（団体名、機関名、部署名等）
- ③電話番号

定員：70名      締切：令和4年7月1日（金）

詳細はHPのチラシを御覧ください。

（※新型コロナウイルス感染状況を見ながら、実施の有無を検討します。）



## 2 再犯防止・更生支援ワード解説コーナー Vol.5

「特定少年」って何？

「特定少年」という言葉を聞いたことがありますか？

本年4月1日の民法改正で成年年齢が引き下げられたことに伴い、改正少年法が施行されまし  
た。

18歳と19歳は、民法上成年として位置づけられた一方で、「成長発達途上にあつて可塑性  
を有する存在」として新たに「特定少年」と位置づけられ、18歳未満とも20歳以上とも異なる  
取扱いを受けることになりました。

その主な内容は以下のとおりです。

警察や検察の捜査を受けた後、家庭裁判所に送られるのはこれまでと同じですが、「刑罰を科  
すべき」として原則、家庭裁判所から検察に送る「逆送」の手続きの対象が拡大されました。

これまでは殺人や傷害致死など「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」に限られてい  
ましたが、強盗や放火、強制性交など「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当た  
る罪」も対象に加わりました。

また、家庭裁判所の保護処分として、「特定少年」は「ぐ犯」（性格、環境に照らして将来罪  
を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められること）が対象から除外されま  
した。

さらに、少年法では氏名や顔写真など本人と推定できる情報の報道を禁止していますが、「特  
定少年」が起訴された場合は報じることが可能になりました。

昨年10月に甲府市の住宅で夫婦が殺害され放火された事件で、本年4月8日、改正少年法施  
行後初めて19歳の「特定少年」が起訴され、実名報道されました。

この制度の在り方については、施行後5年を経過後、施行状況、社会情勢、国民意識の変化等  
を踏まえて検討することになっています。

「実名報道」というセンセーショナルな一面だけでなく、今後の制度の動向にもご注目いた  
だき、少年矯正の意義についても会員の皆様と一緒に考えていければと思います。



---

### 3 更生コラム「アスキザス」Vol.8 ～イタリア共和国憲法27条～

作家の村上春樹さんが、400字詰め原稿用紙で900枚の長編を仕上げたのは、ローマの古びたヴィラだった。累計1000万部を超える大ベストセラー小説になった。「ノルウェイの森」である。

村上春樹さんは1986年の秋から89年の秋までの3年間、ヨーロッパ各地を小旅行して回った。ローマを一応のベースとした。各国の人々を観察する多くの機会を持った。イタリア人を見る村上さんの目は厳しい。イタリアには郵便制度はあつてないようなものだとか、物を盗まれる方が悪いのであつて盗む者はたいして責任はないとみなされているとか。さらに仲間に忠告して言うのである。「予定通りに物事が運ぶなんてことは、イタリアではあり得ない」。

イタリアはモザイク型国家で、地域性が強い。人間関係を「内」と「外」に分けて身を守ろうとする。そこでは、身内のネットワークが重要視される。

漫画家のヤマザキマリさんは日本とイタリアを行き来している。大家族生活の中で、イタリア人の尋常じゃないほどの母親好きを見出すのである。子どもたちはいくつになってもマンマへの電話を欠かさない。ある友人は母親の身体の具合が悪いと欠勤するのだという。会社側も「そうか、マンマか。それなら仕方がないな」と受け入れるのだそうだ。マンマの家族の中での規範力は憲法級なのである。

イタリア共和国憲法には風景の保護がある。自民党女性局の「こんなに面白い！世界の憲法」では、イタリアのこの9条2項を紹介している。「景観並びに国の歴史的および芸術的遺産を保護する」。イタリアでは、風景も芸術であり歴史であり遺産なのである。

イタリアには精神病院がない。バザーリアという若き精神科医がいた。患者の入院をやめて、地域で支える体制づくりをめざした。患者の人間性の回復なくして病気は治らないと考えた。「自由こそ治療だ」が信念だった。共鳴した研修医や看護師も加わった。重い精神疾患の人でも在宅で支えられることを実証した。1978年、全廃する法律が施行された。開かれた精神医療への移行。精神保健の「ベルリンの壁」崩壊との例えもある。社会が動くことを鮮やかに示した。

イタリアには「懲らしめ」の刑罰がない。刑罰はすべて社会復帰をめざすものとしているのだから。憲法第27条3項にある。「刑罰は人道的扱いに反するものであつてはならず、受刑者の再教育をめざすものでなければならない」。日本も刑法に改善更生の目的が明記される方向で動き出だしている。

イタリアにはもう一つの裁判所がある。裁判所と刑務所の間で矯正処分監督裁判所である。宣告された自由刑のほとんどが、受刑者の申請を受けて、一時的に停止される。この間に受刑者にふさわしい更生の方法が検討される。一方で、司法省の機関である社会内刑執行事務所が社会調査を行う。司法とソーシャルワーク・ソーシャルサービスの連携である。社会復帰支援と就労支援は、地域に根を張る社会共同組合などで緊密に展開される。

イタリアでは犯罪は個人の問題で終わらない。市民が社会的困難を抱えることによって犯罪が生まれる。社会的困難の解決には社会的支援が必要である。この認識が共有されている。バザーリア改革に見るように人間性の回復に価値を置いているから、犯罪でも薬物依存でも心身障害でも、困難に陥った原因によって支援を求める人を差別しない。排除より包摂。イタリアではソーシャルインクルージョンの教育に50年近い積み重ねがある。

村上春樹さんが、車の運転と距離を置いていたのはよく知られる話。それが、ヨーロッパ滞在で必要に迫られ、免許を取り、イタリアで運転感覚を磨いた。イタリアでの車の運転についての

村上さんの表現は「ワイルド」。イタリアではたしかに交通違反が多い。一方で飲酒運転は、依存症の問題だから、刑罰ではなく治療の問題と捉えるのだという。

「イタリアという国にはずいぶん腹を立てていたけれど、いろんな風景や人々が頭に浮かんできて、『ああ、あそこにもう一度行きたい。あれをもう一度食べたい』という思いが高まってきます。イタリアという国はたしかにそういう国ですね」と書いている。（『遠い太鼓』）

風景や料理や歴史だけでなく、更生の世界にも、イタリアには時が磨きつづける遺産がある。

~~~~~

#### 4 お知らせコーナー

##### ○ 「5月31日 第1回再犯防止・更生支援セミナー応募受付終了について」

会員の皆様には、既にメールにてお知らせさせていただいたとおり、本年5月31日に予定している当ネットワーク会員限定の再犯防止・更生支援セミナーについて、応募が定員に達しましたので、応募受付を締め切らせていただきました。定員枠を超えるたくさんの参加申込みをいただきありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染状況を見据えつつ、万全の体制で準備したいと思えます。事務局としても、皆様と直接お会いし意見交換できるのを心よりお待ちしております。

##### ○ 「第62回全国矯正展（全国刑務所作業製品展示即売会）の開催について」

新型コロナウイルスの影響により、昨年・一昨年に開催を断念した全国矯正展ですが、今年度は以下の日程で開催を予定しています。皆様是非ともお立ち寄りください。

日時：令和4年6月4日（土）午前10時00分から午後4時30分まで  
令和4年6月5日（日）午前 9時30分から午後4時00分まで

場所：東京都千代田区北の丸公園内 科学技術館

#### 【関東更生保護委員会からのお知らせ】

○ 6月18日（土）午前10時から午後3時までの間、甲府市総合市民会館芸術ホールにて、“社会を明るくする運動”映画鑑賞会が行われます。当日は映画「君の笑顔に会いたくて」の上映のほか、刑務作業品の販売や更生保護に関する広報活動が予定されています。

○ 5月下旬から7月末まで、長野市の善光寺御開帳奉賛会案内所と善光寺宿坊にて、“社会を明るくする運動”の広報ポスター掲示が行われます。

○ 7月中、長野県内のしなの鉄道車内にて、“社会を明るくする運動”広報動画が配信されます。

○ 7月中、静岡市庁舎、駿府城公園坤櫓（ひつじさるやぐら）、浜松城ほか静岡県内の公共施設等にて、“社会を明るくする運動”ライトアップ（シンボルカラー（黄色））の点灯が行われます。

\* \* \*

このお知らせコーナーでは、会員の皆様からも、セミナーや研修会の開催情報など、他の会員にお知らせしたい情報を募集しております。

再犯防止・更生支援に関連して何か耳寄りな情報などありましたら、ぜひ事務局までお寄せください。本コーナーへの掲載を検討させていただきます。

~~~~~

最後まで読んでいただきありがとうございました。

本メールマガジンの配信を止めたい方は、事務局（下記連絡先）まで、件名に「アスワ配信停止」と記載したメールを送信してください。本文の記載は不要です。

関東更生支援ネットワーク事務局 東京矯正管区更生支援企画課

Mail : [1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp](mailto:1.toukyoukyousei.j7u@i.moj.go.jp)

会員の皆様からのご意見・ご感想もお待ちしております！

~~~~~